

愛媛賃審発第 2579 号
令和 8 年 9 月 8 日

愛媛労働局長
丹羽 啓達 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会 長 森本 明宏

愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、令和 8 年 9 月 8 日付けをもって貴職から、愛媛県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する西条周桑地域労働組合連絡協議会、愛媛県教職員組合、愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会、愛媛地方労働組合連合会青年部、日本自治体労働組合総連合愛媛県本部、愛媛地方労働組合連合会及びコープえひめ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、異議の申出の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 8 年 8 月 21 日付け答申どおり決定することが適当である。